

お取引先様へのお願い — サプライチェーンガイドライン（第3版） —

当社は、「ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます」を企業理念に掲げ、持続可能な社会の実現を目指し、日々の事業活動に取り組んでいます。その実現にあたっては、サプライチェーンを構成するお取引先様のご理解とご協力が欠かせません。

下記に、お取引先様およびお取引先様に関連するサプライヤーに遵守頂きたい項目をサプライチェーンガイドラインとして制定致しましたので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1. 取引品目の競争力維持・向上

- 1-1. 価格競争力のある資材・サービスの供給と製品提案力の強化に努めること。
- 1-2. 当社の求める資材・サービスの適正な品質・納期での安定的な供給に努めること。
- 1-3. 常に変化する市場動向に機動的、かつ、柔軟に対応できる体制の構築に努めること。

2. 法令遵守・公平公正

- 2-1. 自由な競争原理に基づき、各国・地域の商取引に関する法令を遵守し、公正、適切な取引を行うこと。
- 2-2. 談合、カルテル行為、その他公正で自由な競争を制限する行為や、優越的地位の濫用をしないこと。
- 2-3. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗行為を行わないこと。
- 2-4. 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと。
- 2-5. 製品、設備、技術等の輸出入取引にあたっては、外国為替及び外国貿易法その他国内外の関係法令を遵守し、管理体制を整備の上、適切な輸出入手続きを行うこと。
- 2-6. 紛争地域等で武装集団の資金源となっている鉱物（いわゆる紛争鉱物）、コンゴ民主共和国及びその周辺国で採掘される、スズ、タンタル、タングステン、金）、または、人権侵害、環境破壊の助長や加担に関与している資源については、使用せず、責任ある調達を行うこと。

3. 人権・労働

- 3-1. あらゆる場面において、すべての人の基本的人権を尊重すること。人種、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、又は障害の有無等による差別や個人の尊厳を傷つける行為をしないこと。
- 3-2. 児童労働及び強制労働に一切関わらず、また、認めないこと。
- 3-3. パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を行わないこと。

- 3-4. 従業員の権利を尊重し、対話を通じて従業員との良好な関係を構築・維持すること。
- 3-5. 従業員の労働時間、休日・休暇の付与、賃金およびその支払い、福利厚生等については、各国・地域の法令を遵守すること。
- 3-6. 結社の自由と団体交渉の権利を尊重すること。法令や労使協定を遵守し、従業員と誠実に対話・協議すること。
- 3-7. 従業員等が内部通報した場合、通報内容の機密性、および、通報者の匿名性を確保し、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないように保護すること。

4. 安全衛生

- 4-1. 安全衛生に関する各国・地域の法令を遵守すること。
- 4-2. 従業員が健康で安全に働ける職場環境等を提供するとともに、事故、災害の未然防止に努めること。
- 4-3. 従業員の身体に負荷のかかる作業や、化学物質等の暴露について、従業員に適切に情報を提供するとともに、その危険源についての管理の仕組みを構築すること。

5. 環境

- 5-1. 温室効果ガスの排出について自主目標を定め、排出量の削減に努めること。
- 5-2. 資源・エネルギー・水の使用量の削減に努めること。
- 5-3. 生物多様性の保全に努めること。
- 5-4. 廃棄物の適正な処理を行うとともに、排出量の削減に努めること。
- 5-5. 環境に関する各国・地域の法令及び環境関連規制を遵守すること。
- 5-6. 環境保全のための体制を構築し、継続的な運用・改善に努めること。
- 5-7. 環境負荷の少ない資材・サービスの、開発・提案・供給に努めること。
(別添の「グリーン調達ガイドライン」PDF：365KB も併せて参照して下さい。)

6. 事業継続計画（BCP）

- 6-1. 大規模な自然災害や事故等の不測の事態における被害を最小限に抑え早期復旧するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練などを通して定期的に事業継続計画（BCP）を見直すこと。

7. 情報管理

- 7-1. 自社及び、顧客やサプライヤー等の個人情報を含む機密情報は、不正又は不当に使用しないとともに、漏洩しないよう厳重に管理すること。

8. 知的財産管理

8-1. 知的財産権を尊重し、侵害、または不正に使用しないこと。

9. 企業経営

9-1. 経営方針や経営状況、品質保証体制、環境・防災体制は適切に情報を開示すること。

9-2. 継続的な取引を行い、信頼関係を築くため、健全な事業運営を行うこと。

10. 管理体制

10-1. 本ガイドラインを遵守するための管理体制の構築と継続的な改善に努めること。

10-2. サプライヤーに対しても本ガイドラインに定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して実効が上がるように取り組むこと。

制定日：2015年12月24日（第1版）

改訂日：2023年7月1日（第3版）